

一般社団法人日本認定遺伝カウンセラー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本認定遺伝カウンセラー協会と称し、英文名 Japanese Association of Certified Genetic Counselors とし、略称は JACGC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「認定遺伝カウンセラー」の相互の連携を密にし、「認定遺伝カウンセラー」の資質と技能の向上を図り、もって、遺伝カウンセリング及びその周辺領域の活動を通じて、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定遺伝カウンセラーの連携・ネットワークの円滑な実施、又は維持・向上に資する事業
- (2) 認定遺伝カウンセラーの遺伝カウンセリングに関する知識・技術向上に資する事業
- (3) 遺伝カウンセリングに関する調査・研究に資する事業
- (4) 医療従事者及び関係機関等との連携を図る事業
- (5) 社会に向けた情報発信に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、認定遺伝カウンセラー資格を有する者で、入会を申請し、理事会の承認を得た者とする。

(会員の資格の取得)

第6条 前条の会員になろうとする者は、会員規程に定める方法により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員規程に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未納の経費等がある場合は、退会後も引き続き支払の義務を負う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 認定遺伝カウンセラー資格を失ったとき
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 継続して2年間以上会費を滞納したとき。なお、資格喪失後も引き続き支払の義務を負う。

第4章 代議員

(代議員)

第11条 この法人の社員は、会員の中から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。
- 4 第2項の代議員選挙において、会員は代議員を選挙する権利を有し、また代議員に選出される権利も有する。
理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え若しくは役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員の任期は、連続して2期8年を超えることはできない。
- 7 代議員の辞任若しくは死亡等により欠員が生じたときは、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における次点者が、補欠の代議員としてその任に当るものとする。補欠の代議員の任

期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

9 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第5章 代議員総会

（構成）

第12条 代議員総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 代議員総会は、定時代議員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 代議員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び代議員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって、代議員の中から選任する。

- 2 代議員総会において前項の決議をするときには、役員が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めるところに従い、その職務を代行する。

- 4 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。
- 3 理事長の任期は、連続して2期を超えることはできない。
- 4 増員又は補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法人法第115条の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

- 第33条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。
 - 3 委員会の委員長・副委員長は、代議員の中から理事会が選任する。
 - 4 委員会の委員は、会員の中から理事会が選任する。
 - 5 非常置の委員会については、第3項及び第4項の規定を適用しない。
 - 6 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 会員総会

(会員総会)

- 第34条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。
- 2 会員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 3 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
 - 4 会員総会は、以下の職務を行う。
 - (1) 代議員総会及び理事会での議決事項その他この法人の事業に関する事項の報告
 - (2) 事業報告及び決算の報告
 - (3) 事業計画及び予算の報告
 - (4) その他この定款で定められた事項

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

令和7年3月20日